

令和7年5月21日

瀬戸内海環境保全知事・市長会議
構成府県市 幹事 様

瀬戸内海環境保全知事・市長会議
代表幹事（兵庫県環境部長）

令和7年度幹事会（書面協議）の開催結果について

平素は、当会議事業の円滑な運営に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月24日付け文書により協議をしておりました標記会議の開催結果について、下記のとおり報告いたします。

また、いただいたご意見については別添のとおり取りまとめましたのでご確認ください。

記

1 協議結果 議題(1)～(4)について、すべて承認されました。

2 内訳

議 題	原案のと おり承認	意見を付 して承認	否認
(1) 令和6年度事業報告・決算書について	38	1	0
(2) 令和7年度事業計画・予算書(案)について	39	0	0
(3) 役員名簿について	39	0	0
(4) 国提案の実施方法について	38	1	0

【問い合わせ先】

瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局 小田
（兵庫県環境部水大気課内）

TEL：078-341-7711（内線 79465）

E-mail：Erina_Oda@pref.hyogo.lg.jp

令和7年度 瀬戸内海環境保全知事・市長会議 幹事会 意見集計結果

府県市名	議題	意見	事務局見解
京都府	4	国提案書P10 中項目9「下水道整備に対する特別措置について」 小項目5「高度処理施設の整備・維持管理に係る財政措置の拡充及び確立」 大阪湾の水質環境基準等の達成・維持に向け、下水処理場の整備目標や目標負荷量の府県別配分結果等について国が定めた基本方針では、人口減少や豊かな海の再生が求められるなど社会情勢の変化を踏まえて、下水処理場の整備目標が緩和されている。 京都府でも本基本方針に基づき、令和7年3月に「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」を見直しており、令和30年度を目標年次として、下水処理場の計画処理水質を見直し※、府内全処理場において処理方法を標準活性汚泥法等とすることとしている。 現時点では京都府でも高度処理を実施しているため、本項目については賛同するが、今後は、構成府県・市での高度処理施設の廃止等をめぐる動きも踏まえて、本項目の提案を継続するかどうか検討されたい。 ※下水処理場の計画処理水質 【国の基本方針】下水道の整備目標（年間平均値）（mg/l） 前回方針 化学的酸素要求量8 全窒素8 全リン0.8 今回方針 化学的酸素要求量13 全窒素20 全リン1.5	ご意見を踏まえ今後検討します。
明石市	1	資料1のP6に記載の国への提案について、R5.7となっていますが、R6.7の間違いではないでしょうか。	ご意見のとおり修正します。